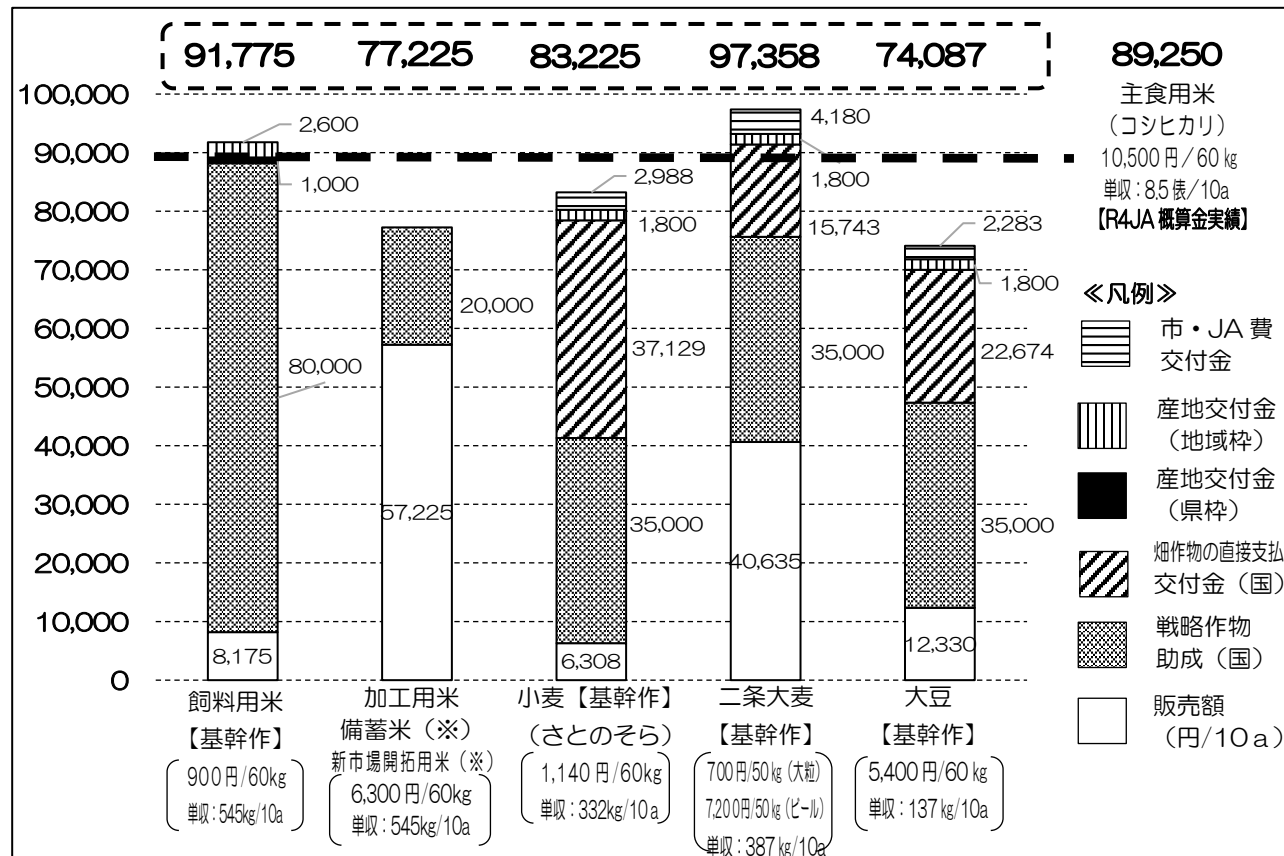


交付金を活用した場合の収入シミュレーション 【令和4年度交付金実績ベース】

- 令和5年産の主食用米については、人口減少に加え、新型コロナの影響による主食用米の需要減により、令和4年産と同程度の作付転換が必要となります。
- 令和4年産と同程度の作付転換が継続されることにより、栃木県内の民間在庫量が減少し、主食用米の需給バランスの改善が見込まれております。

収入額（円）／10aあたり（各種交付金を活用した収入）

※ 交付金には一定要件があります。



収入額（円）／労働時間（10aあたり）

	飼料用米	加工用米等	小麦	二条大麦	大豆	主食用米
労働時間/10a(年間)(時間)	21.1	23.2	5.5	6.8	9.7	23.2
収入/労働時間(円)	4,349	3,328	15,131	14,317	7,637	3,846

- 交付金の活用で、10aの1時間当たりの収入は、主食用米と同程度又は多くなります。
【例】主食用米 3,846円/時間
⇒ 小麦 15,131円/時間 二条大麦 14,317円/時間

農業者の皆様へ

令和5年産 主食用米の作付率（速報値）について

新型コロナの影響等による主食用米の需要減により、令和5年産も引き続き作付転換が必要です。

栃木県から各市町ごとの令和5年産の主食用米の作付目安である作付参考値が示されたため、お知らせします。

令和5年産 主食用米作付率（速報値）

令和5年産の主食用米の水田面積に対する作付率は、

「49%」を見込んでいます。(令和4年産と同じ)

※ 正式な作付率は、市農業再生協議会の総会后、令和5年度の営農計画書の配付時に通知します(速報値から変更となる場合あり)。

令和5年産 主食用米作付率の考え方

- ・ 「主食用米作付率」は、水田面積に対して、主食用米の作付面積がどの程度の割合であれば需要に見合った生産となるかの目安を示す値です。

【例:主食用米作付率 49%】水田面積 100a → 需要に応じた主食用米作付面積 49a

- ・ 例年、県農業再生協議会が示す作付参考値に基づき算定しています。令和5年産の作付参考値は、国の主食用米の生産見通しや、県内の民間在庫量の試算を踏まえ、令和4年産の作付参考値が据え置かれました。

【主食用米の作付参考値】

	全国	栃木県	宇都宮市
令和4年産	6,920,000ト	241,120ト (面積 44,652 ha)	25,576ト (面積 4,728 ha)
令和5年産	6,800,000ト	241,120ト (面積 44,652 ha)	25,576ト (面積 4,719 ha)
前年比	98.2%	100%	100%

【令和5年産 主食用米作付率（宇都宮市）】

作付参考値 (4,719ha) ÷ 水田実利用面積(9,576ha) ÷ 49% (令和4年産と同じ)

宇都宮市農業再生協議会事務局 028-632-2458

主食用米からの作付転換を支援する国の交付金
 (「水田活用の直接支払交付金」と「経営所得安定対策」)の概要

「水田活用の直接支払交付金」(令和5年1月17日現在)

1 戦略作物助成

- (1) 対象者 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農
 (2) 対象作物・交付単価

対象作物	対象作期	交付単価(10a当たり)
麦, 大豆, 飼料作物	基幹	35,000円 (多年生牧草で収穫のみ行う場合: 10,000円)
WCS用稲	基幹	80,000円
加工用米	基幹	20,000円
飼料用米, 米粉用米	基幹	収量に応じ, 55,000円~105,000円

2 産地交付金

- (1) 県・市設定(交付単価は, 配分額に応じて調整) (10a当たり)

区分	対象作物	対象作期	対象者	交付単価	
県	露地野菜(※1)	新規分	基幹・二毛	担い手	40,000円
		既存分	基幹・二毛	担い手	12,000円
	飼料用米・米粉用米	基幹	—	1,000円	
	新市場開拓用米	基幹	—	5,000円	
	飼料用米(地域内流通取組分)	基幹	—	2,000円	
市(※2)	飼料用米等生産性向上	基幹	—	2,600円	
	麦・大豆の生産性向上	基幹・二毛	担い手	1,800円	
	麦・大豆の生産性向上(組織加算)	基幹・二毛	担い手の法人 又は集落営農	700円	
	麦・大豆・飼料作物の団地化	基幹・二毛	—	12,000円	
	二毛作助成(麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・加工用米・そば・なたね)	二毛	—	9,600円	
	耕畜連携助成(わら利用・資源循環)	基幹・二毛 (わら利用は, 基幹)	—	4,200円	

※1 加工用トマト, なす, ねぎ, たまねぎ, レタス, さといも, ほうれんそう, ばれいしょ, はくさい, だいこん, スイートコーン, うど, えだまめ, キャベツ, ブロッコリー, にんじん, かんしょ, スッキーニ

※2 市設定の産地交付金は, 令和4年度の支援内容です。令和5年度の支援内容は, 営農計画書の配付時にお知らせします。

- (2) 各取組に対する追加配分 (10a当たり)

対象作物	取組内容	対象作期	対象者	交付単価
そば・なたね	作付の取組	基幹	—	20,000円
地力増進作物(※1)	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくり	基幹	—	20,000円
新市場開拓用米	国内外の新市場開拓	基幹	—	20,000円
	複数年契約(3年以上)	基幹	複数年契約締結者	10,000円

※1 地力増進作物は, 「水稲作付面積の前年度からの減少分」と「地力増進作物の作付面積の前年度からの増加分」を比較し, 所定の計算方法により交付額を算定

※2 「飼料用米の複数年契約助成(令和4年度交付単価: 6,000円/10a)」は, 国において廃止が決定

3 畑作物産地形成促進事業(旧水田リノベーション事業)

産地・実需協働プランに基づき, 実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取り組みを行う場合に, 取組面積に応じて支援

対象作物	対象作期	交付単価(10a当たり)
麦, 大豆, 高収益作物(野菜等), 子実用とうもろこし	基幹	40,000円 (令和6年度に畑地化する場合: 45,000円)

※1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要

※2 麦・大豆及び高収益作物については, 加工用等の用途指定がある。

※3 本事業の支援対象となった面積は, 令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦, 大豆, 飼料作物(子実用とうもろこし))の対象面積から除外

4 コメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)

産地・実需協働プランに基づき, 実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に, 取組面積に応じて支援

対象作物	対象作期	交付単価(10a当たり)
新市場開拓用米	基幹	40,000円
加工用米	基幹	30,000円
米粉用米(パン・めん用の専用品種)	基幹	90,000円

※1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要

※2 本事業の支援対象となった面積は, 令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米, 米粉用米)及び産地交付金追加配分(新市場開拓用米)の対象面積から除外

5 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して, 畑作物の生産が安定するまでの一定期間, 継続的に支援を行うとともに, 土地改良区の地区除外決済金等に要する費用を支援

- (1) 畑地化支援・定着促進支援 (10a当たり)

対象作物	畑地化支援交付単価	定着促進支援交付単価
高収益作物(野菜, 果樹, 花き等)	175,000円	・一般向けの場合 20,000円×5年間 又は 100,000円(一括) ・加工・業務向けの場合 30,000円×5年間 又は 150,000円(一括)
畑作物(麦, 大豆, 飼料作物(牧草等), 子実用とうもろこし, そば等)	140,000円	20,000円×5年間 又は 100,000円(一括)

【主な要件】

・令和4年度において主食用米, 麦, 大豆, 飼料作物, そば, 高収益作物等の交付金の対象作物が作付けられていること。

・複数の連続した農地による団地化された畑地を形成すること。

・令和5年度以降, 5年間は「販売を目的とした対象作物」を作付すること。

※ 畑地化の交付金を受けると, 令和5年度以降, 水田活用の直接支払交付金の対象外となる。地目の変更は不要

- (2) 土地改良区決済金等支援(定額: 上限250,000円/10a)

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対し, 畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費(地区除外決済金等)を支援

6 都道府県連携助成【令和5年2月の営農計画書配付時にお知らせします】

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に, 対象農業者に対して, 前年度からの拡大面積に応じて, 県の支援単価と同額(上限: 5,000円/10a)で国が追加的に支援

「経営所得安定対策」(令和5年1月17日現在)

1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

麦, 大豆, そば等を生産する農業者に対し, 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正

- (1) 対象者 認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者
 (2) 数量払(品質区分に応じて増減)

対象作物	平均交付単価(※)	対象作物	平均交付単価(※)
小麦	6,340(5,930)円/60kg	大豆	9,840(9,430)円/60kg
二条大麦	6,160(5,810)円/50kg	そば	17,550(16,720)円/45kg
六条大麦	5,150(4,850)円/50kg	なたね	8,130(7,710)円/60kg

※ ()内は, 課税事業者向け平均交付単価

- (3) 面積払(当年産の作付面積に応じて交付)

20,000円/10a(そばについては, 13,000円/10a)

※ 「面積払」(先払)で支払われた金額は, 数量払の支払時に差し引かれる。

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

対象作物を生産する農業者に対し, 収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する。

- (1) 対象者 認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者

- (2) 対象作物 米, 麦, 大豆, てん菜, でん粉原料用ばれいしょ
 ※ 備蓄米も対象

このチラシ記載の「水田活用の直接支払交付金」と「経営所得安定対策」の支援内容は, 令和5年1月17日時点のものであり, 変更等があった場合は, 営農計画書の配付時にお知らせします。